

津中第一回卒業生の不敬罪問題について

服部 良 一

三重県史（下巻一七〇頁）に津中學校第一回卒業生山本栄吉の不敬罪問題に向して記載している。それによると卒業の祝宴の際に、自由民権主義の月刊雜誌近事評論社上掲載の中善近教作「読佛國革命」七絶を高声放吟し、之を危險思想とする一漢学教師が学務課に注進したことに端を発している。

しかし雜誌所載の漢詩を放吟して、それが不敬罪とされる根拠はまことに薄弱である。この問題については果下にはこれ以上に探る資料は求めて得られなかつた。ところが、光坂燭然の機会に静岡の英文庫に於て、この問題を解明する資料を発見した。その資料と云うのは、この下敬罪に關する安濃津監罪裁判所の「裁判言渡書」と「山本栄吉一件公判始末書」である。

どうして之が思い掛けず英文庫などで発見されたかと言へば、元光院藏菅岡口隆吉が地方巡察を命ぜられ三重県を視察した際、神倉、渠方、裁判所等々街から差出した特別書類の中に、以上の資料が収められていたのであ

り、岡口謙庵の子息がその後静岡中學校教諭として着任、父の遺愛の書籍などと共に、本資料も英文庫に寄贈されたからである。いまこの資料と三重県史によつて事件の全貌を明らかにしてみたい。

明治十五年十一月二十二日津中學校第一回卒業生山本栄吉ら六名が中心となり、卒業の祝宴と恩師への謝恩の意味と兼ねて津分館町前頭樓で宴席を設けたのであつた。招待された者は校長酒井良明を始め敬員五名並に三重日報社員二名の名を「山本栄吉一件公判始末書」には挙げてゐる。其数三名を挙げて相当華やかに酔つたらしい。「其景況ハ茶ヨリ酒席ノ幸ナレバ何レモ酔テ或ハ歌ト或ハ踊リタルノミニシテ別ニ申立ツベキ事ナシ」と裁判官に山本は陳述している。

処でこの宴席に於て山本が「皇帝陛下ヲ敬セカレバ日本ノ文頭ハ進歩セズ」と揚言したとこれ、これが不敬罪を構成するものとされたのである。判事河野忠三の向に對して山本は、「自分十二三才、時、清獻遺言ヲ読ミテ

ヨリ勤王ノ志益々厚ク萌来至等ニ対シ不敬ノ所爲アル者アレバ同窓ノ友人ト雖モ忍テ不敬シテ板借セザリシ程ノ事ナレバ決シテ如斯不敬ノ言ヲ吐キタル事ナシ」と述べている。之に對して檢事補横山高城は次の五葉から山本を有罪とするのである。即ち

一、取違総監野村靖ヨリ交付シタル磯谷幸次郎卷、中矢四郎又源井万吉宛ノ信書各一通

二、證人宮内默藏、柴田是、酒井良明、松尾胤次郎磯谷

幸次郎ノ證言

三、一等警察使藤崎秋香が押收シタル信書ノ中、磯谷幸

次郎隠居某及ビ中矢四郎源井万吉宛磯谷幸次郎宛ノ

信書各一通

四、三重県准判仕御用掛柴田是ノ告発書

五、三重県准判仕御用掛柴田是ヨリ交付シタル三重県六

等濟林正幹が采令代理大書記官下山尚へ差出シタル

具申書等ニ據リ充分反証されるのである。

石のうち一及び三の證憑とされるものは信書であり、取

違総監或は一等警察使が押收してゐる処から、信書の被

留は保持されなかつたと云える。尤も明治憲法発布以前

だから当然とも云えようが、押收信書の発信人及受信

人磯谷、中矢、源井らは山本の学友で何れも津中才一面

卒業生である。「公判始末書」に依り檢察官と弁護人と

の取扱よりみると、磯谷は遊學してゐるのか東京に在る如く証人として東京輕罪裁判所予審判事の取調を受けてゐる。檢察官はこの磯谷が中矢に宛てた信書の中で「山本氏モ酒宴ノ一言ヲ以テ物引ニ相成云々嗟々山本氏ニ於テモ吾等ノコトト推察杜撰」と述べてゐる個所、更に中矢より磯谷宛「山本氏モ意外ノコトニ相成リ云々」と述べる処又、中矢、源井らの磯谷宛信書中「知らヌコトハ知ラヌ云々」「宜敷御注意アレ」「開封ノ恐レアリ云々」等ニ指摘して事件の傍証としてゐる。

檢察官はこの事件の遠西を津中教員内訌に於ける洋字派と漢字派の激闘等に基づくものと見し、洋字派は漢字派を蔑視して洋字に心酔する被告山本が漢字教師宮内默藏に挑激を試み人ために如斯不敬の言を発したものとするのである。

之について裁判官は被告に對し、「汝ハ其宣席ニ於テ小成に安ンゼス云々と演舌シ又宮内默藏ト議論セシコトアリヤ」と向かけてゐる。山本は「演舌ト云フニハ非レトモ小成ニ安ンゼズト云ヒタルコトアリ。併シ宮内默藏トハ別ニ議論セシコトナシ。唯「クダレヲ惹キタル位ノコトナリ」と答えてゐる。之らの回答から酒席の雰囲気は大略わかるように思う。更に裁判官は山本に津中の洋字教師生徒と漢字教師生徒との軋轢を知るかと同うてゐる。

山本は之に對し「御説同ノ通り軋轢ヲ生ジタリ。夫レ故

今度ノ事件ヲ莫起シタルナリト認めてゐる。即ち事件の由來を洋中に於ける洋漢兩學派の激闘等に返する処は、檢察廳、被告側共に一致してゐるのである。

事件の発端は冒頭に述べた如く、漢學教師宮内等が三重県學務課に差出した陳白書に由來する。之について被告人は「其主眼ナル點ニ洋學者ヲ逐斥シ漢學ヲ益ニセント、其略ニ汲々メリシ処、恰モ如シ、然祝眞ニ際シ被告ヲ奇貨トシ、無根ノコトヲ構造シ、以テ教育法ヲ改正セントスルニ過ギズ。然ル故ニ洋學教師酒井長明等、如キモ今回ノ事件ノ爲ニ徵戒ヲ受ケテ已ニ辭職セリ。斯ノ如キ薄弱ナル証言ヲ以テ然ノ被告事件ヲ罰スルノ材料トナスニ足ラズ。且又林正幹ノ具申書、如キモ文面ニ就テ覈レバ詳細ナルガ如シト雖モ其振拠タル皆宮内默藏ノ陳述ニ出ラタルモノニテ假令ハ影ノ影ナリ、故ニ石礫白書及具申書、如キモ信ズルニ足ラザルモノナリ」と述べてゐるのである。之に依つてみると當時公判の行われた（明治十六年一月十九日）頃には校長酒井は辭職を余儀なくされてゐることがわかる。三重県史に依れば酒井校長は福井県人慶応義塾出身者である。一応この問題は漢學派の勝利に帰した如くにも見られる。

此でこの派閥争の淵源する処は一層遙かなものがある。即ち明治維新當初征韓論を契機として全国に自由民権

論が隆盛を極め、民送議院設立運動が激化し、政府も遂に勢の趨く処を察しむむなく明治十四年十月國會開設の詔を発して、民心を痛めねばならぬのであつたのである。

教育の世界に於ても文明開化の時期に放科の一切に西洋思想が滔々と執り入れられた。中学校に於ても進歩的の教師たちに依つて、民権思想が鼓吹されたであらうことは想像に難くない。三重県史は「政府は學生の政治理想に驚き、俄かに從來の方針を悔い学校に對し教育生徒に對して一切政治の二字より隔離を行ふに至れり。當時の學生は時勢に伴れて政治思想頗る旺盛にして、学校内に於ても常に討論演說会を開き盛に政談を試み、校内に於て新聞雜誌に型取りし滿齋版刷のものも發行して互に回覧する如き事あり、更にまた政論を起草して新聞に投書したる者も少しとせず……」と述べ、又教科に於ても「學生間に主として政治、經濟、法律、丁史と言ふ方面のもの愛玩せられ、マペンサー、ミル等の專書は、往々科外の研究として試みられた」として、當時の學生々徒が政治的方面に関心を持つたことを指摘してゐる。こうした學生々徒の思想的傾向は自然英學教師を尊び、漢學教師を輕侮する風にもなる。當時全国に於ける自由民権思想の広達者的地位に在つたものが慶応義塾出身者であつた。福沢諭吉は「福翁自伝」の中で彼が功利主義的自立

場々の、意識的に漢学派の人々に対立したことを述べている。こうした師範を承けたことにより、その弟子たちが地方の学校教育に携わるとき、漢学教師との対立は一層激烈するものがあったらうと思われる。初代津中学校長酒井忠明が義塾出身であることは先に述べた。

澎湃たる自由民権思想も政府の圧迫に依って、明治十二三年頃を頂点として漸次下降期に入る。進歩的民権思想に対立する保守的民権思想の攻勢の芽生えもこの頃を距るまい。処で三重県史は「当時中学校に於ける教授科目中には漢学漢籍は今日に比して遙かに多く含まれ、英学と漢学との衝突は中学校内に起らんとしても起り得べき道理あらざり」として、各学年各級の課程を表にしている。当時

中等は四年制、各年を前半期、後半期の二期に分ち、全級を八級に区分している。即ち才一、年前半期を才八級とし、漸次才四年後半期を才一級に達したのである。明治十二年用校当初小学年業生で才七級に編入された者七八名あり、次で試験の結果入級入学者約四十名あったと述べる。この七級編入者の一人が本事件の主人公伊賀の上野の士族の子茅山承次であった。

鬼もあれ洋学、漢学両派の友日は課程力上からの教科の比重関係からでないとしても、複雑な利害関係から、長期に亘って深刻なものがあったらうい。県史はこの階

階が表面化した等火録を、県内教育会議の委員の送出に絡めてい。この教育会議は明治十二年以来年々開かれ、議長は師範学校長、副議長は中学校長が選ばれたが、他に中学校から代表として出席すべき二名を中学教育で互選した処、結局選出された二名が英学教師で、平常不満を懐いていた漢学派の教員は益々不平の念を生じ「校長酒井に向て生徒を自由民権思想を懐くが如きは不埒至極なり、之れ畢竟衆面思想に耽溺して仁義道徳を教ふ兩却せる結果に外ならず」と説き、爾末方針を改められ度し」と述べるに至つたと述べている。

こうした背景のもとに南頭樓の事件が惹起されたと思われるべきである。漢学教師宮内三重縣学務課への陳白書の内容は、中等教育目標の改革であり、その実例として山本の一件を挙げた力であるが、秋宛も教育の政治的排除に過敏な折柄「渠方は警を怖れて、学務課の林正幹は入を以て上京中の岩村県令へ注進し、遂に学務課腐茶田沢の名義を以て、安濃津整罪裁判所へ山本宗吉を不敬罪として告発するに至つたのである。三重県史の編者は山本に同情的であり「山本の思想は政府に対しては過激なる反抗思想を有すと雖も、尊重愛國の前提より結論される藩閥の政府に対する反抗に過ぎず」となし「要するに小人徒に地位を争ひ、权势を争ひ、此の無事

の罪人を選ると云ふ可きなり」と決めつけている。

裁判は公安を害する懼ありとして、傍聴禁止のみ、行われた。之が本件の資料の探索を困難にした理由の最大のものであつたと云える。この裁判に於て検事楠横山高次は被告に対して三年九月の重禁錮、百五拾圓の罰金と二年の監視を求刑している。稟史では檢察官が山本に対して死刑の論告を試みたとしてゐるのは誤である。しかし法定内の最重刑を課さうとした力は事實である。勿論弁護人荒木一休は證據不充分無罪を主張しているが、裁判官河野忠三は即日（明治十六年一月十九日）有罪の判決を下したのである。裁判官渡書の一部を次に記す。（前略）「被告山本栄吉ハ（中略）皇帝陛下ヲ殺セサレバ日本ノ文明進歩セズト、等ヲ揚言セリ。即チ天皇ニ對シ不敬ノ所爲アル者ト判定ス。之ヲ法律ニ照スニ刑法才百十ニ条ニ天皇ニ后皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シテ刑以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ストアリ。然ルニ被告ハ犯罪満十六歳以上二十歳ニ滿テザル者ナルヲ以テ刑法才八十一條及ビオ七十條ニ西リ其罪ヲ宥恕シ本刑ニ一等即チ四分ノ一ヲ減輕シニ月七日以上三年九月以下十五圓以上百五十圓以下ノ範圍ニ於テ被告山本栄吉ヲ三年六月ノ重禁錮ニ処シ百圓ノ罰金ヲ附加ス。仍ホ刑法才百二十條ニ此章ニ記載シタル罪

ヲ犯シ、輕罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ヲ付ストアリニ因リ一年六月ノ監視ニ付ス」（後略）と。

裁判官はこの判決に不服の際は三日以内の上告し得るとを述べているが、果して山本は上告したかどうか？元走院議官関口隆吉の地方巡視の際、手交されたこの「裁判官渡書」と「山本栄吉一件公判始末書」が購本の日付はこの裁判の約半年後、明治十六年七月五日になつてゐる。その頃果して控訴裁判中であつたか、或は一審で服罪したか、その事情を審かにしない。しかし、事件の性質、裁判費用、また裁判の前途を想いやつたとき、山本の身内は飽まで抗爭する勇氣を持ち得たろうか、悉くは眞師の袴取問題を惹起した事にも悉辯して一番で服罪せしめたのでなからうか。

前開幕の宴席で小成に安んぜずと中学卒業の抱負を浩然と言ひ放つた十九歳の少年、そして少年の客感をフラス革命に關する七絶に高吟した彼、山本栄吉は予期せざる罪に泣いて令國の人とならねばならなかつた。三重稟史はその後の彼を「勞役幾年の後出獄したるも後神經痛に罹り不寐の客となりぬ」としてゐるのである。

犧牲は大きかつた。可惜少年の青春を犧牲にして、津中校内の暗斗はやんだのである。明治の啓蒙期、新旧二つの思潮が激する処、偶々それは平和なるべき津中の学

園に波及して、人権史上注目すべき純真な少年を血祭に
挙げる事態を招いたのであった。

以上の明治の御土史実は我々に何を教えるか？教育者
が一つの信頼に結ばれたとき、その教育効果は雄渾であ
る。しかし彼らが嫉視と反性に破れるとき、人面の惨め
さと無力をこの程感しさせるものもあるまい。教育ニ法
衆が通過した現今、それが将来に於て教師の相互の信頼
と愛情を分解させないと、誰が断言できようか？疑心は
教育を破壊する。明治の御土史料は正史は繰返してはな
らないと教訓する。無惨な人権の正史から、教育を守る
ことを雄弁に物語るのである。(二九・六三十一) 筆着は
三重大学正史学担当教授)